

新町特別職等報酬等検討委員会設置規程

(設置)

第1条 浜坂町及び温泉町(以下「2町」という。)は、合併して設置される新町(以下「新町」という。)の議会議員等の報酬の額及び常勤の特別職等の給料等の額(以下「報酬等の額」という。)を検討するにあたり、新町特別職等報酬等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(諮問及び所掌事項)

第2条 2町の長(以下「町長」という。)が報酬等の額を検討するにあたり、町長の代表は委員会に諮問するものとする。

2 委員会は、前項の諮問に関して、審議し、答申するものとする。

(委員及び組織)

第3条 委員会は、各町長から推薦のあった各町4人をもって組織する。

2 町長の代表は、前項により推薦のあった者を、委員として委嘱する。

3 委員の任期は、当該諮問に係る答申が終わったときに終了する。

(会長等)

第4条 委員会に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

2 役員は、委員の互選により選出する。

3 会長は委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、町長の代表が招集する。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要と認めるときは、議事に関係のある者を会議に出席させ、説明を求め、意見を聴取することができる。

(報酬等)

第7条 委員会の委員の報酬、費用弁償及び公務災害補償については、浜坂町・温泉町合併協議会委員の例による。

(庶務)

第8条 会務の庶務は、合併協議会事務局において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が協議の上、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月14日から施行する。